

むさし村山苑 重要事項説明書

むさし村山苑 重要事項説明書

1、 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：042-590-0070(9:00～18:00)

担当：生活相談員

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2、 むさし村山苑の概要

(1) 運営の方針

施設は、入居者個々の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画書に基づき、その居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者の笑顔につながるケアを提供します。各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営むことができるよう家族や地域とのつながりを大切にします。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名称	むさし村山苑			
所在地	東京都武蔵村山市学園二丁目 37 番地 5 号			
介護保険法指定番号	指定介護老人福祉施設(東京都指定第 1374901120 号)			
法令上の位置付け				
介護保険法	老人福祉法	社会福祉事業法	定員	
指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	第一種社会福祉事業	ユニット型個室	97 名
			ユニット型個室的多床室	30 名
指定短期生活介護施設	老人短期入所施設	第二種社会福祉事業	ユニット型個室	13 名
その他	ユニット数 13			

(3) 同施設の設備の概要

項目	面積	構造	備考
敷地	6,600.00 m ²		
延床	7,431.99 m ²	鉄筋コンクリート造	敷地内建築物全体の延床面積
1 階床	1,546.99 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 1 階床面積
2 階床	1,663.63 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 2 階床面積
3 階床	1,601.63 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 3 階床面積
4 階床	1,601.63 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 4 階床面積
5 階床	890.75 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 5 階床面積
R 階床	73.36 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 R 階床面積
竣工年月日	平成 25 年 2 月 28 日		
定員	140 名(2 階 40 名 3 階 40 名 4 階 40 名 5 階 20 名)		
居室	個室	2 階	40 室(短期入所生活介護 10 室)
		3 階	40 室(短期入所生活介護 1 室)
		4 階	40 室(短期入所生活介護 1 室)
		5 階	20 室(短期入所生活介護 1 室)

浴室	一般浴槽(個浴 11 室)／特殊浴槽 2 室があります。	
談話コーナー	1 階	1 室
機能訓練室	1 階	1 室
医務室	2 階	1 室
静養室	2 階	1 室
共同生活室	2 階	4 室
	3 階	4 室
	4 階	4 室
	5 階	2 室

(4) 施設の職員体制 (法令の範囲内で兼務あり)

職名	業務内容	ユニット型個室的多床室／ユニット型個室
施設長	施設全体の管理監督	1 名
医師	診察・健康管理	1 名以上
生活相談員	生活相談・連絡調整	1 名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成等	1 名以上
介護職員	日常生活介護全般	44 名以上
看護職員	健康管理・通院介助	5 名以上
機能訓練指導員	機能訓練	2 名以上
管理栄養士	栄養ケア・マネジメント	2 名以上
調理員	調理全般	委託
事務員	庶務・会計・その他	2 名以上

3、 サービスの内容

項目	サービス内容
施設サービス計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス計画書を立案し計画に沿ったサービスを提供します。
食事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事時間 朝食 8:00～、昼食 12:00～、夕食 18:00～ 食事は、原則として共同生活室をご利用いただきます。 食事の時間、場所については本人の希望あるいは身体状況等により随時検討させていただきます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 週 2 回身体状況にあった浴槽にて入浴していただきます。ただし、状況によっては清拭となる場合があります。

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の活性化を図るため、可能な限り離床に配慮します。 ・入居者の意向に沿い、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・清潔な寝具を提供します。 ・寝具類の交換は週1回行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断(年1回) ・血圧・検温等の健康チェック ・嘱託医による診察日を週2回設けて健康管理に努めます。 ・治療の必要性の判断は、嘱託医師又は協力医療機関の医師が行います。 ・治療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。 ・緊急時の場合には、入居者及び家族の意思に基づき医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的管理に努めます。または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行います。 ・感染症や食中毒の発生や蔓延を予防するため、委員会を定期的に開催しマニュアルの作成や従事者へ対処方法の周知徹底を図り、迅速に対応します。
機能訓練・生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による入居者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員に対し、介護以外の日常生活に関することも含め相談していただけます。
行事・クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。 ①小グループ活動 ②季節行事 ③レクリエーション・クラブ活動(希望者のみ対象で材料費、交通費、入場料等は実費負担。)
行政手続きの代行	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関への手続きが必要な場合、入居者や家族状況によって代行手続きを行います。ただし、手続きに係わる経費は都度お支払いいただきます。
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費一部負担、薬代、嗜好品購入代金等は立替金にて処理を行います。

4、 利用料

(1) 基本サービス費

① (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室／令和6年4月以降)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位
1 日あたり費用 (単位数×10.27 円)	6,880 円	7,599 円	8,370 円	9,099 円	9,807 円
自己負担分 (1 割)※参照	688 円	760 円	837 円	910 円	981 円

施設の体制状況に応じて下記加算が付加されます。

② (加算利用料(全要介護度共通))

加算項目	単位数	1 日あたり費用 (単位数×10.27 円)	自己負担分 (1 割)※参照
《基本加算》			
栄養マネジメント強化加算	11 単位	112 円	12 円(日)
看護体制加算 I	4 単位	41 円	5 円(日)
看護体制加算 II	8 単位	82 円	9 円(日)
個別機能訓練加算 I	12 単位	123 円	13 円(日)
個別機能訓練加算 II	20 単位	205 円	21 円(月)
生活機能向上連携加算 I	100 単位	1,027 円	103 円(月)
生活機能向上連携加算 II	200 単位	2,054 円	206 円(月)
・個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位		1,027 円	103 円(月)
サービス提供体制強化加算 I	22 単位	225 円	23 円(日)
サービス提供体制強化加算 II	18 単位	184 円	19 円(日)
日常生活継続支援加算(ユニット)	46 単位	472 円	48 円(日)
夜勤職員配置加算 II ロ(ユニット)	18 単位	184 円	19 円(日)
夜勤職員配置加算 IV ロ(ユニット)	21 単位	215 円	22 円(日)
口腔衛生管理加算 I	90 単位	924 円	93 円(月)
口腔衛生管理加算 II	110 単位	1,129 円	113 円(月)
科学的介護推進体制加算 I	40 単位	410 円	41 円(月)
科学的介護推進体制加算 II	50 単位	513 円	52 円(月)
自立支援促進加算	300 単位	3,081 円	309 円(月)
高齢者施設等感染対策向上加算 I	10 単位	102 円	11 円(月)
高齢者施設等感染対策向上加算 II	5 単位	51 円	6 円(月)
認知症チームケア推進加算 I	150 単位	1,540 円	155 円(月)
認知症チームケア推進加算 II	120 単位	1,232 円	124 円(月)
生産性向上推進体制加算 I	100 単位	1,027 円	103 円(月)
生産性向上推進体制加算 II	10 単位	102 円	11 円(月)

協力医療機関連携加算	100 単位	1,027 円	11 円(月)※令和 6 年度
	50 単位	513 円	52 円(月)※令和 7 年度 要件を満たす場合
	5 単位	51 円	6 円(月)※それ以外の 場合
福祉・介護職員等処遇改善加算 I	利用月で変動	利用月で変動	利用月で変動
《該当者加算》			
初期加算(30 日以内)	30 単位	308 円	31 円(日)
安全対策体制加算	20 単位	205 円	21 円(入居時 1 回)
入院外泊時加算(月 6 日以内)	246 単位	2,526 円	253 円(日)
認知症専門ケア加算 I	3 単位	30 円	3 円(日)
認知症専門ケア加算 II	4 単位	41 円	5 円(日)
若年性認知症入所者受入加算	120 単位	1,232 円	124 円(日)
経口移行加算	28 単位	287 円	29 円(日)
経口維持加算	400 単位	4,108 円	411 円(月)
療養食加算	6 単位	61 円	7 円(回)
看取り介護加算 I (死亡日以前の 31~45 日)	72 単位	739 円	74 円(日)
看取り介護加算 I (死亡日以前の 4~30 日)	144 単位	1,478 円	148 円(日)
看取り介護加算 I (死亡日の前日又は前々日)	680 単位	6,983 円	699 円(日)
看取り介護加算 I (死亡日)	1,280 単位	13,145 円	1,315 円(日)
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間及び深夜を除く)	325 単位	3,337 円	334 円(回)
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	650 単位	6,675 円	668 円(回)
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1,300 単位	13,351 円	1,336 円(回)
退所前訪問相談援助加算	460 単位	4,724 円	473 円(回)
退所後訪問相談援助加算	460 単位	4,724 円	473 円(回)
退所時相談援助加算	400 単位	4,108 円	411 円(回)
退所前連携加算	500 単位	5,135 円	514 円(回)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	2,054 円	206 円(回)
在宅・入所相互利用加算	40 単位	410 円	41 円(回)
排せつ支援加算 I	10 単位	102 円	11 円(月)
排せつ支援加算 II	15 単位	154 円	16 円(月)
排せつ支援加算 III	20 単位	205 円	21 円(月)
褥瘡マネジメント加算 I	3 単位	30 円	3 円(月)
褥瘡マネジメント加算 II	13 単位	133 円	14 円(月)
在宅サービスを利用したときの費用	560 単位	5,751 円	576 円(日)

再入所時栄養連携加算	400 単位	4,108 円	411 円(回)
ADL 維持等加算 I	30 単位	308 円	31 円(月)
ADL 維持等加算 II	60 単位	616 円	62 円(月)
特別通院送迎加算	595 単位	6,110 円	611 円(月)
退所時情報提供加算	250 単位	2,567 円	257 円(回)
退所時栄養情報連携加算	70 単位	718 円	72 円(回)
新興感染症等施設療養費	240 単位	2,464 円	247 円(日)

・加算については、施設の体制及び職員配置により加算の有無・金額が変動する場合があります。
 ※各保険者から交付された介護保険負担割合証に応じた費用をお支払いただきます。

③ 〈1日あたり食費、居住費(介護保険対象外サービスの利用料)〉

		第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費サービス費	自己負担分	1,800 円	1,360 円	650 円	390 円	300 円
居住費(ユニット)	自己負担分	2,066 円	1,370 円	1,370 円	880 円	880 円
居住費 (ユニット型個室的多床室 多床室)	自己負担分	1,728 円	1,370 円	1,370 円	550 円	550 円

・一定の条件を満たせば所得の段階(1～3)に応じた自己負担限度額が決められ、限度額内の支払いとなります。

・居住費は、入居期間中に外泊または入院した期間についてもお支払いいただくこととなります。ただし、第1段階～第3段階に該当する方に関しては、限度額内のお支払いとなります。また、外泊や入院中に居室を空床利用型ショートステイにて使用した場合は、居住費はいただきません。

※(1)については、介護保険法の改正により料金が改定される場合もございます。その際は、改訂された料金でのお支払いとなります。

(2) その他の料金

・日用品費

納品業者、株式会社エランとの直接契約となりますので別紙をご確認の上ご検討ください。

以下のプランをご用意させていただいております。

Aプラン…132円(税込み)/日

Bプラン…132円(税込み)/日

Cプラン… 0円/日

② 提供ごとに計上される項目

・持込家電の電気代…50円/日

※家電製品の持込み、または撤去する場合は、必ず事前に事務所までお申し出下さい。

※電気代は、入居期間中に外泊または入院した期間についてもお支払いいただくこととなります。

また、外泊や入院中に居室を空床型ショートステイにて使用した場合は、電気代はいただきません。

- ・おやつ代・・・80 円／日

希望された場合のみ提供となります。

外泊及び入院等により在苑していない日は計上されません。

- ・行事食・・・1 食 1,000 円を上限として年数回の提供となります。

提供時には通常の食事費用とは別に行事食代として徴収させていただきます。尚、嗜好等により行事食の提供が困難な場合には、代替食をご用意させていただきます。

- ・クラブ活動参加費・・・(希望者のみ対象で材料費として実費負担をいただきます。)

華道クラブ(材料費として 1,000 円／回) 書道クラブ(材料費として 500 円／回)

- ・理美容代・・・2,420 円～／回

理美容代は、カットのみの料金でブロー、パーマ、カラー等は別料金となります。(業者委託)

- ・予防接種(実費負担となります)

インフルエンザワクチン

肺炎球菌ワクチン

- ・書類作成料

情報提供書 1 枚 3,300 円	診断書 1 枚 3,300 円	在苑証明書 1 枚 1,100 円
生計同一証明書 1 枚 1,100 円	死亡診断書 1 枚 5,500 円	

- ・入院時代行サービス・・・3,300 円／回

ご要望により、家族に代わり入院時の衣類や日用品の補充を代行します。ただし、お受けできない場合もあります。

- ・遺留(退居)物品処分費用・・・3,300 円／回

施設へ退居時の物品処分を依頼される場合は、処分費用として上記金額をお支払いいただきます。

また、リサイクル料金のかかる家電製品を処分する場合は、遺留(退居)物品処分費用の他にリサイクル料金の実費をお支払いいただきます。

※各種嗜好品、個人の新聞、週刊誌、はがき、切手、被服等については個人の実費負担となります。

5、施設サービスが提供できなくなる場合

(1) 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設でのサービス提供では適さないと判断された場合

(2) 大規模災害等により施設を縮小または閉鎖し、施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難となった場合

6、退居手続き

(1) 入居者の都合で退居される場合。

- ・退居を希望される日の30日前までにお申し出下さい。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 入居者が他の介護保険施設に入居した場合
(例えば介護老人保健施設、療養型病床施設)
- ② 入居者が要介護認定において非該当又は要支援と認定された場合。尚、平成27年4月以降に入居された方については、原則、要介護3以上の方が継続利用の対象となります。仮に要介護2以下と認定された場合、特例を除き所定の期間をもって退居していただくことになります。
- ③ 入居者がお亡くなりになった場合。

(3) その他

- ① サービス利用料金の支払いを、2ヶ月以上滞納し支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または入居者及びその家族が、当施設の従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は退居していただく場合がございます。この場合、1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で通知します。
- ② 入居者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合は契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合に退院後の再入居を希望される場合はお申し出下さい。
- ③ 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設でのサービス提供では適さないと判断された場合、理由を示した文書で通知することで退居していただく場合がございます。
- ④ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合は契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で通知します。

7、 施設利用にあたっての留意事項

面会	・面会時間 10:00～20:00 までであれば面会票へ必要事項を記載し届け出をすることで、面会することができます。 上記以外についてはご相談下さい。
外出・外泊	・健康状態に問題がなく、どなたかの付き添いがあれば届け出をすることで外出、外泊することができます。また、届け出の内容を変更する際は、事前に施設へ連絡をお願いします。 ・食事の有無など必要なことを3日前までに職員へお申し出下さい。
飲酒	・他入居者に迷惑を掛けず、疾病的に問題がなければ夕食時に適量でお願いいたします。
喫煙	・疾病的に問題がなければ、所定の場所をお願いいたします。
所持品について	・お小遣い等を自分で管理される方は、自室にて自己管理していただいて構いません。ただし、紛失などの際、施設での責任は一切負いかねます。また、自己管理が困難な方は、買い物等の際、施設で立替払いし後日利用料と共にお支払いいただきます。 ・荷物の持込は、居室スペースの可能な範囲でお願いいたします。
施設外での受診	・急変時以外の受診については、家族対応でお願いいたします。また診察結果、処方薬などは看護職員へ報告をお願いいたします。
宗教・政治活動	・施設内で他入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
ペット	・ペットの持ち込みはお断りします。
食べ物の持ち込み	・健康上のため、事前に職員へお尋ね下さい。

8、 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- (2) 入居者が希望する場合は、要介護認定の申請を代行して行います。

9、 サービス提供の記録

- (1) 施設は、サービスを提供した際には、予め定めた「施設サービス計画実施表」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入し、記録することとします。
- (2) 入居者自身に関する施設サービス実施記録の閲覧及び謄写物の交付を受けることができます。
- (3) 入居者から上記記録の開示請求及び謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。ただし、その場合は開示費用(コピー代 1 枚 20 円)をご負担いただきます。尚、法令等により開示できない場合もあります。

10、 退居時の援助

- (1) 契約終了により入居者が退居する際には、入居者及びその家族の希望、入居者が退居後に生活する環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

11、 秘密保持の厳守

- (1) 施設及び従事者は、サービス提供する上で知り得た入居者及びその家族の個人情報(個人情報保護法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は雇用契約終了後も同様とします。
- (2) 入居者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業等に対し、入居者の個人情報を提供しません。

12、 身体拘束の禁止

- (1) 原則として入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には、入居者及びその家族へ十分な説明とともに同意を得るとともに、その態様及び日時、その際の入居者の心身の状況や緊急やむを得ない理由について記録します。

13、 安全対策

- (1) 入居者の施設内での事故を防止するため、委員会を定期的開催し、リスクマネジメントを行っていきます。また、万が一発生した場合は手順に沿って迅速に対応いたします。
- (2) 施設内で感染症や食中毒の発生や蔓延を予防するため、委員会を定期的開催し、マニュアルの作成や従事者へ対処方法の周知徹底を図り、迅速に対応します。
- (3) 安全対策担当者 総務課主任：石田 和也

14、 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) 普段、全身状態が安定していても高齢者の方には、心身の障害や老化に伴い様々な事故の危険性があります。転倒・転落・誤嚥等がその代表です。骨折や外傷、窒息や肺炎など場合によっては死亡という重大な結果をもたらすこともあります。当施設では、細かな状態観察や工夫により事故等の発生防止に努めておりますが、全ての行為を管理・予測できるものではありませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。

15、 協力医療機関等

・協力医療機関

- ・名称 医療法人財団 立川中央病院
- ・住所 東京都立川市柴崎町 2-17-14

- ・名称 諏訪の森クリニック
- ・住所 東京都立川市柴崎町 2-17-21 2F

- ・名称 医療法人社団 潮友会 うしお病院
- ・住所 東京都昭島市武蔵野 2-7-12

- ・名称 社会医療法人 大和会 武蔵村山病院
- ・住所 東京都武蔵村山市榎 1-1-5

- ・名称 社会医療法人 大和会 東大和病院
- ・住所 東京都東大和市南街 1-13-12

・協力歯科医療機関

- ・名称 東京都武蔵村山市歯科医師会
- ・住所 東京都武蔵村山市本町 1-23 保健相談センター内

- ・名称 佐々木歯科クリニック
- ・住所 東京都練馬区関町南 4-18-19-101

16、 損害賠償について

施設において施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について入居者に故意又は過失が認められた場合には、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17、 非常災害対策

- | | |
|------------|--|
| (1) 防災時の対応 | 火災発生時には、火災通報装置により自動的に消防署へ連絡が入るようになっています。 |
| (2) 防災設備 | スプリンクラー、消火器、屋内消火栓 |
| (3) 防災訓練 | 定期的に防災訓練を実施します。 |
| (4) 防火管理者 | 総務課主任：石田 和也 |

18、 サービス内容に関する相談・苦情

入居者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する入居者の要望、苦情に対し迅速に対応いたします。

(1) 施設苦情解決責任者・苦情受付担当・第三者委員

- ・ 苦情解決責任者 施設長：大塚 克巳
- ・ 苦情受付担当者 生活相談員：石井 健太
電話：042-590-0070
- ・ 第三者委員：吉澤 幹郎
電話：042-562-4470

(2) 施設以外に武蔵村山市の相談・苦情窓口なども受け付けています。

- ・ 武蔵村山市 高齢福祉課
電話：042-590-1233(代表)

- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課
電話：03-6238-0011(代表)

19、 当会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恭篤会
代表者役職・氏名	理事長 木村 みどり
所在地	〒208-0011 東京都武蔵村山市学園二丁目 37 番地 5 号 電話 042-590-0070 FAX 042-561-5881

附則

- ・平成 26 年 6 月 11 日 改訂
- ・平成 27 年 3 月 25 日 改訂
- ・平成 28 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 30 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 30 年 8 月 1 日 改訂
- ・平成 31 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和元年 10 月 1 日 改訂
- ・令和元年 11 月 1 日 改訂
- ・令和 2 年 6 月 1 日 改訂
- ・令和 3 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和 3 年 8 月 1 日 改訂
- ・令和 4 年 10 月 1 日 改訂
- ・令和 5 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和 6 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和 6 年 6 月 1 日 改訂
- ・令和 6 年 8 月 1 日 改訂

むさし村山苑入居にあたり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。
本書 2 通を作成し、署名押印の上、各 1 通を保有します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〈事業者〉

所在地 〒208-0011
東京都武蔵村山市学園二丁目 37 番地 5 号

名称 むさし村山苑

説明者 所属 _____ 生活相談員 _____

氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者からむさし村山苑についての重要事項の説明を受けました。

〈入居者〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

〈第一身元引受人・代理人〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

〈第二身元引受人・代理人〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

介護老人福祉施設

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
重要事項説明書

(ユニット型個室)
(ユニット型個室的多床室)

社会福祉法人 恭篤会
介護老人福祉施設 むさし村山苑

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 重要事項説明書

1、 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：042-590-0070(9:00～18:00)

担当：生活相談員

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2、 介護老人福祉施設 むさし村山苑の概要

(1) 運営の方針

当事業者は、利用者が一時的に短期入所した場合でも、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(2) 提供できるサービスの種類

法人名	社会福祉法人 恭篤会		
法人所在地	東京都武蔵村山市学園二丁目 37 番地 5 号		
介護保険法指定番号	指定短期入所生活介護(東京都指定第 1374901120 号)		
代表者氏名	理事長 木村 みどり		
設立年月日	平成 25 年 6 月 1 日		
指定短期生活介護施設	老人短期入所施設	第二種社会福祉事業	ユニット型個室 13 名
			空床利用 3 名
※当事業所は、介護老人福祉施設むさし村山苑に併設されています。			

(3) 同事業所の設備の概要

項目	面積	構造	備考
敷地	6,600.00 m ²		
延床	7,431.99 m ²	鉄筋コンクリート造	敷地内建築物全体の延床面積
1 階床	1,546.99 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 1 階床面積
2 階床	1,663.63 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 2 階床面積
3 階床	1,601.63 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 3 階床面積
4 階床	1,601.63 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 4 階床面積
5 階床	890.75 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 5 階床面積
R 階床	73.36 m ²	鉄筋コンクリート造	本体建物 R 階床面積
竣工年月日	平成 25 年 2 月 28 日		
定員	140 名(2 階 40 名 3 階 40 名 4 階 40 名 5 階 20 名)		
居室	ユニット型個室	2 階	10 室(短期入所生活介護)
		3 階	40 室(短期入所生活介護 1 室)
		4 階	40 室(短期入所生活介護 1 室)
		5 階	20 室(短期入所生活介護 1 室)

浴室	一般浴槽(個浴 10 室)／特殊浴槽 2 室があります。	
談話コーナー	1 階	1 室
機能訓練室	1 階	1 室
医務室	2 階	1 室
静養室	2 階	1 室
共同生活室	2 階	4 室
	3 階	4 室
	4 階	4 室
	5 階	2 室

(4) 当施設の職員体制

職名	業務内容	常勤	非常勤	合計
施設長	施設全体の管理監督	1 名		1 名
医師	診察・健康管理		1 名以上	1 名以上
生活相談員	生活相談・連絡調整	1 名以上		1 名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成等	1 名以上		1 名以上
介護職員	日常生活介護全般	5 名以上		5 名以上
看護職員	健康管理・通院介助	1 名		1 名
機能訓練指導員	機能訓練	1 名	1 名	2 名
管理栄養士	栄養ケア・マネジメント	1 名	2 名	2 名
調理員	調理全般	委託		委託
事務員	庶務・会計・その他	2 名以上		2 名以上

3、 サービスの内容

項目	サービス内容
サービス計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防短期入所生活計画・短期入所生活介護計画を立案し計画に沿ったサービスを提供します。
食事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事時間 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ 食事は、原則として共同生活室をご利用いただきます。 食事の時間、場所については本人の希望あるいは身体状況等により随時検討いたしますのでお申し出下さい。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 週 2 回身体状況にあった浴槽にて入浴していただきます。ただし、状況によって清拭となる場合があります。

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。 ・利用者の意向に沿い、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・清潔な寝具を提供します。 ・寝具類の交換は週1回行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・血圧・検温等の健康チェック ・治療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。この場合は、原則として家族対応をお願いします。
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行います。 ・当該施設において感染症が発症、または蔓延しないように必要な措置を講じるように努めます。
機能訓練・生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口)生活相談員</p>
行事・クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。(希望者のみ対象で材料費、交通費、入場料等は実費負担。)

4、利用料

(1) 基本サービス費

① (ユニット型個室/ユニット型個室的多床室)

要支援/要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	529 単位	656 単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
1日あたり費用 (単位数×10.33 円)	5,464 円	6,776 円	7,272 円	7,974 円	8,749 円	9,482 円	10,195 円
自己負担分 (1割)※参照	547 円	678 円	728 円	798 円	875 円	949 円	1,020 円

事業所の体制状況に応じて下記加算が付加されます。

② 〈加算利用料 I (全要支援/要介護度共通)〉

加算項目	単位数	1日あたり費用 (単位数×10.33 円)	自己負担分 (1割)※参照
《基本加算》			
機能訓練体制加算	12 単位	123 円	13 円(日)
個別機能訓練加算	56 単位	578 円	58 円(日)
生活機能向上連携加算 I	100 単位	1,033 円	104 円(3 ヶ月に 1 回)
生活機能向上連携加算 II	200 単位	2,066 円	207 円(月)
・個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位		1,033 円	104 円(月)
看護体制加算 I	4 単位	41 円	5 円(日)
看護体制加算 II	8 単位	82 円	9 円(日)
看護体制加算 III イ	12 単位	123 円	13 円(日)
看護体制加算 IV イ	23 単位	237 円	24 円(日)
認知症専門ケア加算 I	3 単位	30 円	3 円(日)
認知症専門ケア加算 II	4 単位	41 円	5 円(日)
夜勤職員配置加算 II (ユニット型個室)	18 単位	185 円	19 円(日)
夜勤職員配置加算 IV (ユニット型個室)	20 単位	206 円	21 円(日)
サービス提供体制強化加算 I	22 単位	204 円	23 円(日)
サービス提供体制強化加算 II	18 単位	185 円	19 円(日)
福祉・介護職員等処遇改善加算 (I)	利用月で変動	利用月で変動	利用月で変動
《該当者加算》			
送迎加算(片道)	184 単位	1,900 円	190 円(回)
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,239 円	124 円(日)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位(7 日間限度)	2,066 円	207 円(日)
医療連携強化加算	58 単位	599 円	60 円(日)
緊急短期入所受入加算	90 単位(7 から 14 日間限度)	929 円	93 円(日)
療養食加算(1 日に 3 回を限度)	8 単位	82 円	9 円(回)
在宅中重度者受入加算 (看護体制加算 I 又は III を算定)	421 単位	4,348 円	435 円(日)
在宅中重度者受入加算 (看護体制加算 II 又は IV を算定)	417 単位	4,307 円	431 円(日)
在宅中重度者受入加算 (全ての看護体制加算を算定)	413 単位	4,266 円	427 円(日)

在宅中重度者受入加算 (看護体制加算未算定)	425 単位	4,390 円	439 円(日)
看取り連携体制加算(7 日を限度)	64 単位	661 円	67 円(日)

- ・各加算については、施設の体制及び職員配置により加算の有無・金額が変動する場合があります。また、各保険者から交付された介護保険負担割合証に応じた費用をお支払いいただきます。

③ 〈1 日あたり食費、居住費(介護保険対象外サービスの利用料)〉

		第 4 段階	第 3 段階 ②	第 3 段階 ①	第 2 段階	第 1 段階
食費サービス費	自己負担分	1,800 円	1,300 円	1,000 円	600 円	300 円
居住費(ユニット型個室)	自己負担分	2,066 円	1,370 円	1,370 円	880 円	880 円
居住費(ユニット型個室的多床室)	自己負担分	1,728 円	1,370 円	1,370 円	550 円	550 円

- ・食費は、1 日あたりの料金 1,800 円(朝食 519 円、昼食 668 円、夕食 613 円)

食費は、1 食ごとに分けての金額設定となります。ただし、市区町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方は、認定証に記載された食費の負担限度額が利用者負担額となります。

・居住費についても、市区町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

※食費及び居住費については、保険者(市区町村)への申請により介護保険負担限度額認定証の交付を受けることで、③のような所得に応じた利用者負担の軽減措置があります。

※基本利用料については、介護保険法の改正により料金が改定される場合もございます。その際は、改定された料金でのお支払いとなります。

※原則、同一事業所において 30 日間を越えて短期入所生活介護を利用することは認められておりませんが、継続利用を希望される場合は 30 単位/日を所定単位数から減算した金額を請求させていただきます。また、61 日目以降の利用は長期利用の適正化により介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数となります。

尚、31 日目につきましては、基本サービス費の全額(10 割分)の請求とさせていただきます。

※介護認定申請後、みなし認定中に短期入所生活介護を利用し介護認定結果が非該当の場合には、要支援 1 の単位数を充当し利用料金を全額自己負担にて算出させていただきます。

(2) その他の料金

提供ごとに計上される項目

- ・おやつ代…80 円/日

希望された場合のみ提供となります。

- ・行事食…1 食 1,000 円を上限として年数回の提供となります。

提供時には通常の食事費用とは別に行事食代として徴収させていただきます。尚、嗜好等により行事

食の提供が困難な場合には、代替食をご用意させていただきます。

・立替金の利用

日常生活資金処理のため、事業者が用意する立替金をご利用いただけます。事業者が立替えた費用については、後日利用料と共にお支払いいただきます。

5、利用の中止・変更・追加

・利用者は、サービス利用開始前において、サービスの利用を中止・変更・追加することができます。この場合には、サービス利用開始日の前々日までに事業者申し出るものとします。

・利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日 17:00 までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17:00 までに申し出があった場合	当日利用料金の 50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の全額

・介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上記の区分に従い自己負担額の 50%もしくは全額負担となります。

・サービス利用の変更・追加の申し出があった場合は、利用可能な居室がない等の正当な理由がある場合を除き、これを断りません。また、利用者が希望する期間でサービス提供が困難な場合は、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。

6、サービス提供ができない場合

- (1) 入院など急性期医療が必要と診断された場合
- (2) 発熱や下痢・嘔吐・感染症など体調不良を認めた場合
- (3) 事業者として適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することが困難な場合

7、利用終了手続き

(1) 利用者の都合で利用終了される場合。

・利用者は現にサービスを利用している期間を除き、契約終了を希望する 7 日前までに事業者へ文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

(2) 自動終了

・以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入居した場合
(例えば介護老人保健施設、療養型病床施設)
- ② 介護保険給付サービスを受けていた利用者の要介護度区分が非該当(自立)と認定された場合。

※この場合は、所定の期間の経過をもって利用を終了していただくこととなります。

③ 利用者がお亡くなりになった場合。

(3) その他

① サービス利用料金の支払いを、2 ヶ月滞納し支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払わない場合。または利用者及びその家族が、当事業所の従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は利用を終了していただく場合がございます。この場合、1 ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で通知します。

- ② やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖又は縮小する場合は契約を終了させていただく場合がございます。この場合、1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で通知します。

8、利用にあたっての留意事項

面会	・面会時間：10:00～20:00 まで 上記以外についてはご相談下さい。
外出・外泊	・必ず行き先と帰苑時間、食事の有無など必要なことを3日前までに職員にお申し出下さい。
飲酒	・他利用者に迷惑を掛けず、疾病的に問題なければ夕食時に適量でお願いいたします。
喫煙	・疾病的に問題がなければ、所定の場所をお願いいたします。
所持品の持ち込み	・お小遣い等を自分で管理される方は、自室にて自己管理していただいて結構です。ただし、紛失などの際、施設での責任は一切負いかねます。また、自己管理が困難な方は、買い物等の際、施設で立替払いし後日利用料と共にお支払いいただきます。 ・荷物の持込は、居室スペースの可能な範囲でお願いいたします。
医療機関への受診	・急変時以外の受診については、家族対応でお願いいたします。また診察結果、処方薬などは看護職員へ報告をお願いいたします。
宗教・政治活動	・事業所内で他利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
ペット	・ペットの持ち込みはお断りします。
食べ物の持ち込み	・健康上のため、事前に職員へお尋ね下さい。

9、サービス提供の記録

- (1) 事業者は、サービスを提供した際には、予め定めた「サービス計画実施表」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入し、記録することとします。
- (2) 利用者自身に関するサービス実施記録を閲覧及び謄写物の交付を受けることができます。
- (3) 利用者から上記記録の開示請求及び謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。ただし、その場合は開示費用(コピー代1枚20円)をご負担いただきます。尚、法令等により開示できない場合もあります。

10、契約終了時の援助

契約を終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うものとします。

11、秘密保持の厳守

- (1) 事業者及び従事者は、サービス提供する上で知り得た入居者及びその家族の個人情報(個人情報保護法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は雇用契約終了後も同様とします。
- (2) 利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業等に対し、入居者の個人情報を提供しません。

12、身体拘束の禁止

- (1) 原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には、利用者及びその家族へ十分な説明をし同意を得るとともに、その態様及び日時、その際の利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由について記録します。

13、安全対策

- (1) 利用者の事業所内での事故を防止するため、委員会を定期的開催し、リスクマネジメントを行っていきます。また、万が一発生した場合は手順に沿って迅速に対応いたします。
- (2) 事業所内で感染症や食中毒の発生や蔓延を予防するため、委員会を定期的開催し、マニュアルの作成や従事者への周知徹底を図り、迅速に対応いたします。
- (3) 安全対策担当者 総務課主任：石田 和也

14、緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) 普段、全身状態が安定していても容体が急変する可能性があること、また転倒等による骨折事故等が起こることは十分に考えられます。それら全てを未然に防ぐことは不可能と思われます。急変時または事故が発生した場合は、まず利用者に対し可能な限りの緊急処置を行い、医療機関への受診や医師に連絡を取るなど、必要な措置を講じると共に予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡をいたします。

15、協力医療機関

・協力医療機関

- ・名称 医療法人財団 立川中央病院
- ・住所 東京都立川市柴崎町 2-17-14

- ・名称 諏訪の森クリニック
- ・住所 東京都立川市柴崎町 2-17-21 2F

- ・名称 医療法人社団 潮友会 うしお病院
- ・住所 東京都昭島市武蔵野 2-7-12

- ・名称 社会医療法人 大和会 武蔵村山病院
- ・住所 東京都武蔵村山市榎 1-1-5

- ・名称 社会医療法人 大和会 東大和病院
- ・住所 東京都東大和市南街 1-13-12

・協力歯科医療機関

- ・名称 東京都武蔵村山市歯科医師会
- ・住所 東京都武蔵村山市本町 1-23 保健相談センター内

- ・名称 佐々木歯科クリニック

16、 損害賠償について

当事業所において施設の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17、 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 火災発生時には、火災通報装置により自動的に消防署へ連絡が入るようになっています。
- (2) 防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓
- (3) 防災訓練 定期的に防災訓練を実施します。
- (4) 防火管理者 総務課主任：石田 和也

18、 サービス内容に関する相談・苦情

入居者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する入居者の要望、苦情に対し迅速に対応いたします。

(1) 当施設苦情解決責任者・苦情受付担当・第三者委員

- ・ 苦情解決責任者 施設長：大塚 克巳
- ・ 苦情受付担当者 生活相談員：石井 健太
電話：042-590-0070
- ・ 第三者委員：吉澤 幹郎
電話：042-562-4470

(2) 当施設以外に武蔵村山市の相談・苦情窓口なども受け付けています。

- ・ 武蔵村山市 高齢福祉課
電話：042-590-1233(代表)
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課
電話：03-6238-0011(代表)

19、 当会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恭篤会
代表者役職・氏名	理事長 木村 みどり
所在地	〒208-0011 東京都武蔵村山市学園二丁目 37 番地 5 号 電話 042-590-0070 FAX 042-561-5881

附則

- ・平成 26 年 6 月 11 日 改訂
- ・平成 27 年 3 月 25 日 改訂
- ・平成 28 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 29 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 30 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 30 年 8 月 1 日 改訂
- ・平成 31 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和元年 10 月 1 日 改訂
- ・令和元年 11 月 1 日 改訂
- ・令和 3 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和 3 年 8 月 1 日 改訂
- ・令和 4 年 10 月 1 日 改訂
- ・令和 5 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和 6 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和 6 年 6 月 1 日 改訂
- ・令和 6 年 8 月 1 日 改訂
- ・令和 7 年 7 月 1 日 改訂

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

〈事業者〉

所在地 〒208-0011
東京都武蔵村山市学園二丁目 37 番地 5 号

名称 介護老人福祉施設 むさし村山苑

説明者 所属 生活相談員

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護について
の重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉

住所

氏名 印

〈第一身元引受人・代理人〉

住所

氏名 印

〈第二身元引受人・代理人〉

住所

氏名 印